

## 足寄町企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業版ふるさと納税(地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。))第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定により認定を受けた足寄町まち・ひと・しごと創生推進計画における足寄町まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 足寄町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、足寄町企業版ふるさと納税寄附申出書(別記様式第1号)を町長に提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 町長は、前条の規定により申出のあった寄附金について、寄附対象事業における事業費の範囲内により受領するとともに、当該法人に受領証(別記様式第2号)を交付するものとする。

2 町長は、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、当該事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

3 町長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(公表)

第5条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、町のホームページに掲載する方法等により公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

足寄町企業版ふるさと納税寄附申出書

年 月 日

足寄町長 宛て

本社住所  
法人名  
代表者名  
(法人番号： )

足寄町が実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

1 寄附額 \_\_\_\_\_ 円（寄附額の下限は、10万円となります。）

2 寄附を希望する事業（希望する事業にチェックを付けてください。）

- 若い世代を中心とした、安心して働くための産業振興と雇用の場の創出事業
- 若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、働き方が出来る環境づくり事業
- 各地域における定住促進、農山村をはじめとした地域における日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築事業

3 寄附金の納入方法（希望する納入方法にチェックを付けてください。）

- 町が発行する払込取扱票による納付（全国の郵便局用）
- 町が発行する納付書による納付（主に北海道一部金融機関の本・支店用）
- 町が指定する口座への振込による納付（振込手数料のご負担があります。）

4 法人名等の公表（公表に同意いただける項目にチェックを付けてください。）

- 法人名及び本社の所在地等
- 寄附金の額
- 寄附事業
- 企業概要

5 担当者連絡先

所 属		職氏名	
住 所		電 話	

別記様式第2号（第4条関係）

受領証

年 月 日

（法人の名称）

（代表者の氏名） 殿

足寄町長

地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

- 1 事業の名称 足寄町まち・ひと・しごと創生推進事業
- 2 寄附年月日 年 月 日
- 3 寄附金額 円
- 4 寄附を充当する事業の詳細

別記様式第3号（第4条関係）

事業費確定通知書

年 月 日

（法人の名称）

（代表者の氏名） 殿

足寄町長

年 月 日付けで貴社から寄附を受領しました、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称 足寄町まち・ひと・しごと創生推進事業

2 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費 \_\_\_\_\_ 円

当該事業に対する寄附の受領額 \_\_\_\_\_ 円

うち、貴社からの寄附の受領額 \_\_\_\_\_ 円